多文化共生社会に向けた
自治体連携への国の支援

令和7年2月13日（木）

総務省自治行政局国際室
室長　黒田　夏子

目次

１. 地域における多文化共生施策の推進について ･･･ 2

２. 地域における多文化共生の推進に係る地方財政措置 ･･･ 3

３. 災害発生時における外国人の避難支援等について ･･･ 4

４. 令和6年度地域における多文化共生推進状況等調査について ･･･ 5

５. 多文化共生地域会議 ･･･ 10

６. 自治体連携の事例（連携中枢都市圏事業等） ･･･ 11

地域における多文化共生施策の推進について

〇総務省では、地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定に資するため、「地域における多文化共生推進プラン」を策定しているほか、全国の多文化共生に係る取組の好事例を集めた「多文化共生事例集」を作成し、地域における多文化共生施策を促進。

地域における多文化共生推進プラン（令和２年度）

○　外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化等の社会経済情勢の変化を踏まえて、令和２年９月に改訂

［具体的な施策］

（１）コミュニケーション支援
①行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
②日本語教育の推進
③生活オリエンテーションの実施

（２）生活支援
①教育機会の確保
②適正な労働環境の確保
③災害時の支援体制の整備
④医療・保険サービスの提供
⑤子ども・子育て及び福祉サービスの提供
⑥住宅確保のための支援
⑦感染症流行時における対応

（３）意識啓発と社会参画支援
①多文化共生の意識啓発・醸成
②外国人住民の社会参画支援

（４）地域活性化の推進やグローバル化への対応
①外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進グローバル化への対応
②留学生の地域における就職支援

［多文化共生施策の推進体制の整備］
（１）地方公共団体の体制整備
（２）地域における各主体との連携・協働

多文化共生事例集（令和３年度版）

○　改訂したプランを踏まえ、また、新型コロナウイルス感染症の拡大による外国人住民への影響等に対応している新たな取組事例を入れて、令和３年８月に公表

［主な掲載事例］　（　）は事例の数

具体的な事例

（１）コミュニケーション支援(17)
①一元的相談窓口の開設・運営　等(9)
②日本語教室での日本人住民と外国人住民の交流の場の創出　等(6)
③生活設計支援冊子の作成　等(2)

具体的な事例

（２）生活支援(53)
①就学前教室　等(12)
②技能実習生の受入環境の整備　等(9)
③災害時防災リーダーの養成　等(11)
④医療現場への「やさしい日本語」の導入と普及　等(5)
⑤外国人保護者とのコミュニケーション支援ツールの作成　等(7)
⑥多言語対応が可能な不動産業者の紹介　等(3)
⑦動画を活用した情報発信　等(6)

具体的な事例

（３）意識啓発と社会参画支援(12)
①外国人住民向けのガイドブックの作成と日本人向けのワークショップの開催　等(7)
②多文化共生キーパーソンを活用した地域づくり　等(5)

具体的な事例

（４）地域活性化の推進やグローバル化への対応(9)
①観光分野における外国人住民の取組　等(4)
②大学とハローワークとの留学生就職支援協定の締結　等(5)

具体的な事例

（５）多文化共生施策の推進体制の整備(6)
（１）多文化共生に係る連携体制の整備　等(3)
（２）広い主体と連携した指針・計画の策定　等(3)

▲外国人相談窓口の様子

▲外国人防災リーダー養成研修の様子

▲アートプロジェクト（ワークショップ）の様子

▲外国人住民が運営する会社による農業体験ツアーの様子

▲県と町が共催する「地域日本語教室」の様子

→　**引き続き、地域の実情を踏まえて多文化共生施策を推進するよう地方公共団体に依頼**

地域における多文化共生の推進に係る地方財政措置

○ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和6年6月21日関係閣僚会議決定）等も踏まえながら、地方公共団体においても多文化共生の推進に係る取組を行う必要があることから、次に掲げる地方財政措置を講じることとしている。

＜地方単独事業分＞

措置項目	地財措置
①行政情報・生活情報の多言語化の推進に要する経費 対象経費：相談窓口での通訳業務の委託費・翻訳機器（タブレット端末等）の配備費、行政・生活情報の翻訳経費　等	（市町村分） **特別交付税措置**
②先進的な地方自治体の取組事例の横展開に要する経費 対象経費：多文化共生アドバイザーの活用経費（旅費等）、多文化共生地域会議への出席旅費　等	
③地域に出向いて行う生活オリエンテーション等の実施に要する経費 対象経費：相談員や通訳の派遣経費、在住外国人向け出前講座の開催経費　等	
④災害時における外国人への情報伝達や外国人向け防災対策に要する経費 対象経費：災害・防災情報の翻訳経費、外国人向け災害時に外国人対応を行う人材の養成のための経費、災害多言語支援センター等の設置・運営経費　等	（都道府県分・市町村分） **特別交付税措置**
⑤定住外国人子弟等に対する就学支援策に要する経費 対象経費：就学状況、通学等の状況の調査経費、不就学児童の把握のために行う訪問や電話等による調査経費、就学ガイダンスの実施経費、就学パンフレットの作成・配布経費　等	

＜国庫補助事業分＞

措置項目	地財措置
⑥一元的相談窓口の運営に係る地方負担 **○外国人受入環境整備交付金（法務省所管）を活用して運営する一元的相談窓口に係る地方負担** 【参考】補助率：10／10、運営費1／2（R6当初予算　11億円）	（都道府県分） **普通交付税措置** （市町村分） **特別交付税措置**
⑦外国人材の受入・共生のための地域日本語教育推進事業に係る地方負担 ○教育支援体制整備事業費補助金**（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）（文部科学省所管）に係る事業の地方負担** 【参考】補助率：1／2（R6当初予算　5億円）	（市町村分） **特別交付税措置**

■ 上記のほか、普通交付税の包括算定経費（国際化推進対策費）において、在住外国人支援等に要する経費※を措置（県分・市町村分）
※ 外国人向け情報誌・パンフレット等作成、外国語表記案内板・標識等設置、在住外国人向け日本語講座、外国人相談活動、外国人による国際理解講座　等
（R5措置額　標準団体当たり　県分：17百万円、市町村分：4百万円）

災害発生時における外国人の避難支援等について（令和６年７月17日付け総行外第５号、総行国第102号、総国研第50号、消防消第220号、消防災第153号、消防国第75号、消防運第59号、消防地第492号、消防情第175号）

○ 訪日、在留外国人の増加や風水害等の激甚化等により、災害発生時の外国人の避難支援等がますます重要な課題となっていることを踏まえ、総務省及び消防庁において、関連施策や、地方公共団体等の優良事例を以下のとおり取りまとめ

１．防災情報の情報発信ツールの在留外国人への周知

・在留外国人が防災情報に迅速かつ的確にアクセスできるよう、**「緊急速報メール」の周知**、**「Safety tips」のダウンロード**、地方公共団体等が独自で提供する防災・気象情報等の**情報発信ツールの積極的な周知**を図ること

・住民基本台帳担当部局は、消防防災主管部局と連携し、**住民登録を行う機会等を活用**して積極的な周知を図ること

２．各都道府県消防学校等における外国人の避難支援等に関する教育の実施

・各都道府県の消防防災主管部局は、多文化共生主管部局と連携（※1）し、災害時に外国人を支援する立場となる**消防吏員や消防団員を対象とした災害時外国人支援ツール**（※2）**等の教育・研修を消防学校等で実施**するよう努めること。

※1　多文化共生主管部局は、各都道府県消防学校等からの依頼に基づき、講師の候補を提示、各都道府県消防学校等は、当該講師の候補や通知のシラバスを参考に、令和７年度以降のカリキュラムへの組入れを検討。

※2　総務省、NICTの多言語翻訳技術を活用したアプリ「VoiceTra」、観光庁監修の「Safety tips」、（一財）自治体国際化協会が提供する各ツール（多言語指さしボード、災害時多言語表示シート等）など。

・講師派遣に要する経費を含め、外国人対応を行う人材の養成など、**災害時における外国人への情報伝達や外国人向け防災対策に要する経費は、特別交付税措置の対象**であること

３．地方公共団体等が行う防災訓練及び国民保護訓練における外国人の避難支援等の訓練の実施

・**外国人の防災訓練等への参加促進**、地域の関係者と連携した**外国人の避難誘導や避難所での生活支援等に関する訓練**の実施や**災害時外国人支援ツールの活用**等に努めること

・地域の関係者の協力を得ながら、**訪日、在留外国人に対し、平時から「Safety tips」の普及を推進**すること

・**外国人向け防災訓練の実施などに要する経費は、特別交付税措置の対象**であること

４．消防団や自主防災組織等と連携した外国人の避難支援等の取組の推進

・**優良事例を参考にしつつ、支援事業も活用し、消防団や自主防災組織等の外国人の避難支援等の取組を推進**すること

・自主防災組織のリーダー育成のための研修教材等を活用し、外国人の避難支援等に関する研修を行うなど、**消防団や自主防災組織等の知識・理解を深める取組を推進**すること

５．地方公共団体向け災害時外国人対応窓口の設置

・各都道府県消防学校等への講師派遣の相談、VoiceTra等の多言語音声翻訳ツールのUI/UXなどについて、**総務省及び消防庁に窓口を設置**したこと

取組状況のフォローアップも実施

令和６年度地域における多文化共生推進状況等調査について（調査の概要）

１．調査の概要

- 総務省においては、**例年、**都道府県、市区町村を対象とし、**多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況（策定の有無、未策定の理由など）を中心に調査**していたところ。
- **令和６年度においては、各地域における多文化共生の推進状況をより詳細に把握するため**、指針・計画の策定状況等に加えて、**市区町村については、多文化共生の推進に向けた具体的な施策の取組状況**（外国人住民向けの窓口相談体制、日本語学習の推進状況、災害時の外国人支援体制などの14分野（1分野で2問の問を含め16問）。国際交流協会等への委託等により実施している施策も含む。）、**都道府県については、市区町村等に対する支援の状況**の調査を実施。

２．調査期間及び調査対象

【調査期間】 令和6年8月30日 ～ 10月16日　　【調査対象】 全47都道府県及び全1741市区町村（回収率100.0%）

３．新規調査項目の例＜市区町村分＞

Q 外国人住民向けの窓口等における相談体制についてご回答ください

1. 庁内の1カ所以上の窓口で、自動翻訳機を活用した相談対応を行っている。
2. 庁内の1カ所以上の窓口で、多言語による電話対応（テレビ電話やタブレット等による三者間通訳を含む。）を行っている。
3. 庁内の1カ所以上の窓口で、通訳者を配置した相談対応を行っている。
4. 窓口職員等に対する外国人相談対応研修（やさしい日本語研修など）に取り組んでいる。
5. 法務省所管の外国人受入環境整備交付金等を活用したワンストップの外国人住民対応窓口を設置している。
6. 取り組みはない

Q 外国人の子どもの教育機会の確保の状況についてご回答ください①

1. 学齢相当の子どもがいる外国人が住民登録手続を行う際に、併せて就学に関する情報提供を実施している。
2. 小・中学校に新規入学相当の年齢の外国人がいる家庭に対して、就学案内を送付している。
3. 就学案内や就学援助制度等に関する情報については、多言語により送付している。
4. 保護者を対象とした就学前のオリエンテーション、ガイダンス、相談等を多言語で実施している。
5. 高等学校等への進学を促進する観点から、外国人生徒と保護者を対象とした多言語による進路説明会等を開催している。
6. 取り組みはない

※いずれも複数回答可

令和６年度地域における多文化共生推進状況等調査について（具体的施策の取組状況）

行政・生活情報の提供（結果概要）

- 取組状況は、「1.HPの多言語化」が71.6%と最も多く、「2.案内・チラシ等の多言語化」や「4.公共施設等における多言語表記」は約30%弱、「3.SNS等での適時発信」は16.3%、「5.庁内ガイドライン等の策定」は4.4%となっている。
- 実施項目数は、1項目のみ実施団体（41.9%）、2項目実施団体（19.1%）、3項目実施団体（10.9%）、4項目実施団体（7.3%）、5項目実施団体（2.0%）の順に多く、実施項目なし団体は18.8%となっている。

調査項目

Q1 外国人住民向けの行政・生活情報の提供についてご回答ください

1. ホームページを多言語（やさしい日本語を含む。以下同じ。）で表示（機械翻訳や自動翻訳を含む。）している。
2. 行政手続等に係る案内、チラシや広報物を多言語で作成（単に自動・機械翻訳したものは含まない。）し、印刷配布やHP掲載を行っている。
3. SNS、チャットボット、アプリなどにおいて、多言語による行政・生活情報の適時発信を行っている。
4. 役所・役場、スポーツ施設、公園、図書館、公営交通などの公共施設等において、案内、看板の設置などの多言語表記に取り組んでいる。
5. 多言語による行政・生活情報の提供や発信に係る庁内ガイドライン等を策定している。
6. 取り組みはない

※ 複数回答可

全国の状況

① どの項目を実施しているか（団体数、%）

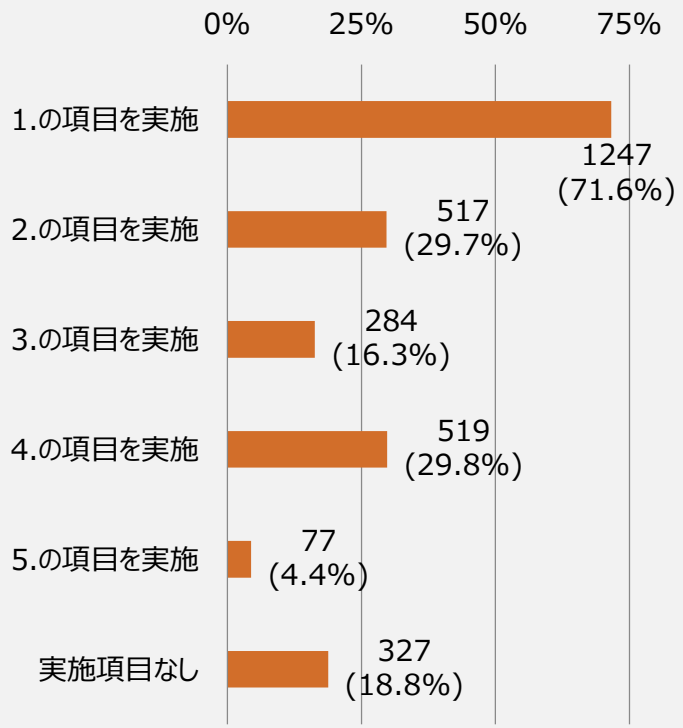

② 全部で何項目を実施しているか（団体数、%）

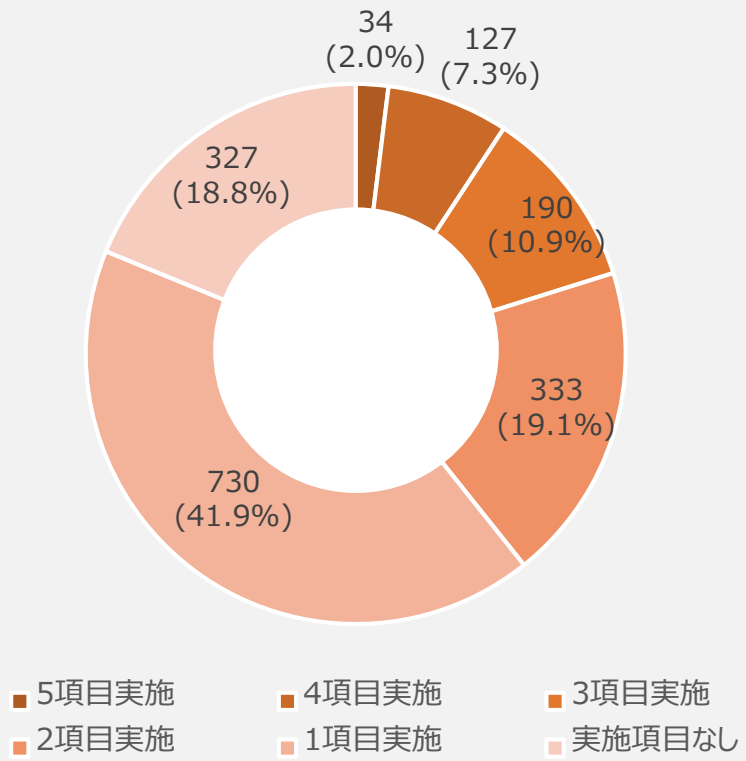

令和６年度地域における多文化共生推進状況等調査について（具体的施策の取組状況）

子どもの教育機会の確保状況①（結果概要）

- 取組状況は、「1.住民登録手続の際の就学情報の提供」が53.6%と最も多く、「2.就学案内の送付」は53.2%、「3.多言語による就学案内や就学援助制度等の送付」は14.2%、「4.多言語による就学前のオリエンテーション等の実施」は9.8%、「5.多言語による進路説明会等の開催」は7.9%となっている。
- 実施項目数は、2項目実施団体（30.6%）、1項目のみ実施団体（20.1%）、3項目実施団体（8.7%）、4項目実施団体（3.9%）、5項目実施団体（3.2%）の順に多く、実施項目なし団体は33.6%となっている。

調査項目

Q5 外国人の子どもの教育機会の確保の状況についてご回答ください①

1. 学齢相当の子どもがいる外国人が住民登録手続を行う際に、併せて就学に関する情報提供を実施している。
2. 小・中学校に新規入学相当の年齢の外国人がいる家庭に対して、就学案内を送付している。
3. 就学案内や就学援助制度等に関する情報については、多言語により送付している。
4. 保護者を対象とした就学前のオリエンテーション、ガイダンス、相談等を多言語で実施している。
5. 高等学校等への進学を促進する観点から、外国人生徒と保護者を対象とした多言語による進路説明会等を開催している。
6. 取り組みはない。

※ 複数回答可

全国の状況

① どの項目を実施しているか（団体数、%）

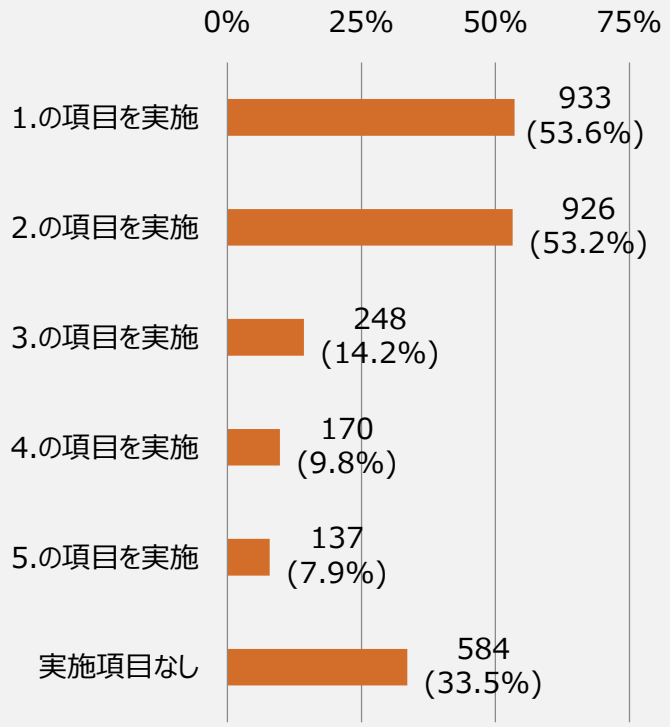

② 全部で何項目を実施しているか（団体数、%）

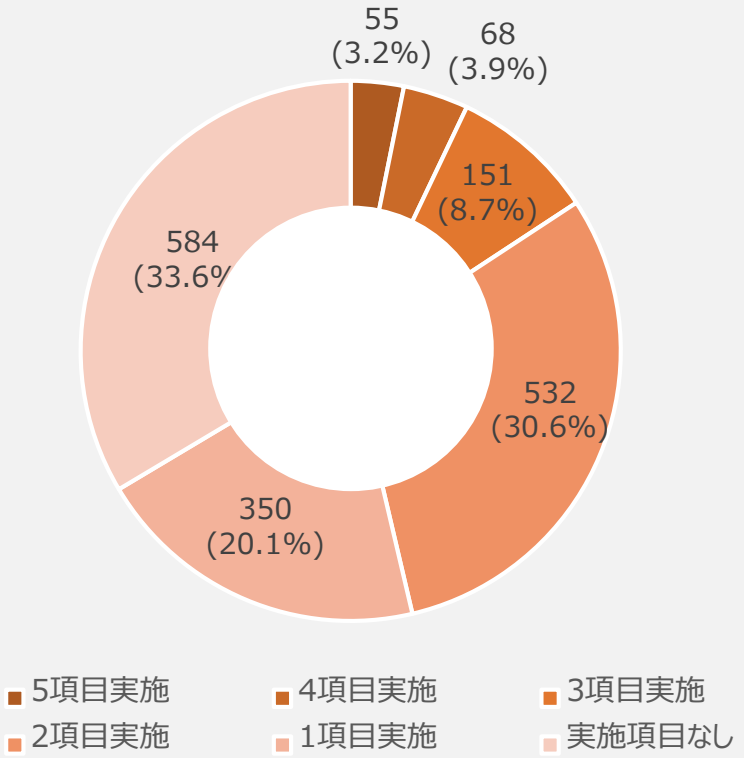

令和６年度地域における多文化共生推進状況等調査について（具体的施策の取組状況）

地域活性化・グローバル化への対応状況（結果概要）

- 取組状況は、「1.外国人住民の知見やノウハウ等を活用した地域活性化等」が18.2%と最も多く、「2.留学生に対する交流の場の提供」は15.0%、「3.留学生に対する日本語能力向上の支援等」は8.6%となっている。
- 実施項目数は、1項目のみ実施団体（30.9%）、2項目実施団体（3.7%）、3項目実施団体（1.1%）の順に多く、実施項目なし団体は64.2%となっている。

調査項目

Q15 地域活性化の推進・グローバル化への対応状況についてご回答ください

1. 外国人住民の知見、ノウハウ、ネットワーク等を活用し、地域の活性化や観光振興に向けて取り組んでいる。
2. 留学生に対して、生活支援や地域住民との交流の場を提供している。
3. 日本語能力の向上の支援、就職説明会の開催などを通じて、留学生の就職促進に取り組んでいる。
4. 取り組みはない。

全国の状況

① どの項目を実施しているか（団体数、%）

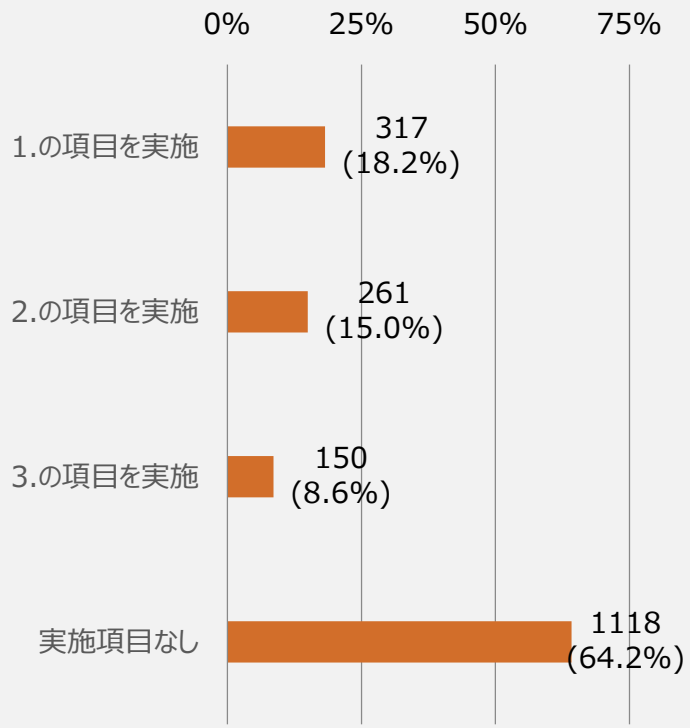

② 全部で何項目を実施しているか（団体数、%）

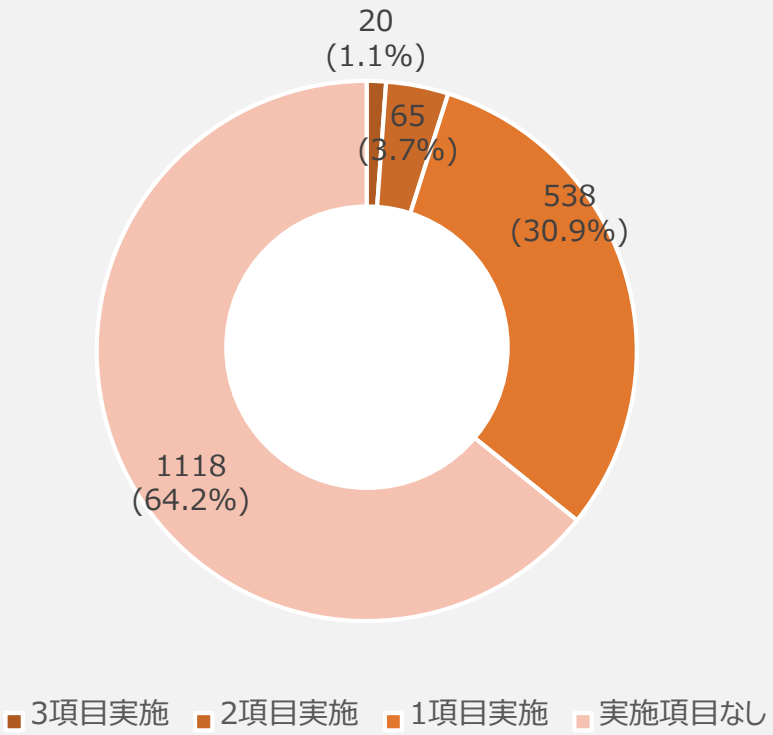

※ 複数回答可

令和６年度地域における多文化共生推進状況等調査について（都道府県の支援状況）

市区町村等に対する都道府県の支援

- 域内の市区町村等に対する支援策として、多くの都道府県において、外国人住民と接する機会が多い**市町村職員等を対象とした「やさしい日本語研修」**の実施、**外国人材受入れや共生社会の推進に関する域内市町村担当者との情報共有等を行う会議体**の設置、**文部科学省の「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」の間接補助制度の活用**などが行われている。
- その他の特徴的な都道府県による市区町村等への支援は以下のとおり。

ヒトの支援

- 域内の市町村等の担当者を対象とした**災害時の外国人支援研修**や**避難所巡回訓練**を実施。
- 多文化共生に関する意識啓発のため、域内の市町村や大学等において、**多文化共生の出前講座**を実施。
- 多文化共生に関する**サポーターやコーディネーターを配置**し、**地域と行政機関等との橋渡し**を**支援**。
- 市町村等に対して、**外国人材の活躍や多文化共生の推進に関するアドバイザー**を**派遣。**
- 市町村職員等を対象とした**多文化共生コーディネーター**や**多文化キッズコーディネーター育成研修**を実施。

モノの支援

- 市町村のHPや窓口電子広告等での活用を想定し、**多文化共生に関する啓発動画**を作成、**市町村担当者への配布**を実施。
- **外国人向けの生活情報ガイドブック**を多言語で作成し、**市町村において活用**。
- **外国人住民からの相談事例**に関して、域内の市町村担当者、その他関係者との**情報共有等を行う会議体**を設置。
- 外国人の**円滑な医療受診等**に係る**ハンドブック**を作成し、**市町村等へ配布**。
- **地域日本語教育の初任行政担当者向け**に**ハンドブック**を作成。
- **日本語学習のデジタル教材**を作成。
- **災害時の外国人支援の推進**に関して、**市町村向けの手引き**を作成し、HPに掲載。

カネの支援

- 域内の市町村や域内に事業所を有する企業等を対象に、**「やさしい日本語」の普及啓発支援に係る補助**事業を実施。
- 外国人学校の卒業生など域内で就労を目指す在住外国人を対象に、**外国人学校等が行う日本語教育から就労・定着までを一体的に支援するモデル的な取組みに対して補助**事業を実施。
- 域内の外国人児童生徒の就学促進のため、域内の市町村域を越えて活動する**NPO法人等が行う就学促進活動に対する助成**を実施。
- **地域住民と在留外国人の交流促進**や**多文化共生の意識啓発・醸成**に係る市町村事業に対して**補助**を実施。

多文化共生地域会議

○　都道府県（地域ブロック単位や複数の都道府県合同での開催も可）が域内市区町村等を対象とした「多文化共生地域会議」を開催し、地域における多文化共生にかかる現状や課題、今後の方向性等を共有する。

○　有識者・多文化共生アドバイザーによる講演や先進事例の紹介等を通じて、地域における多文化共生施策の更なる推進を図る会議となっており、令和元年度から開催されている。

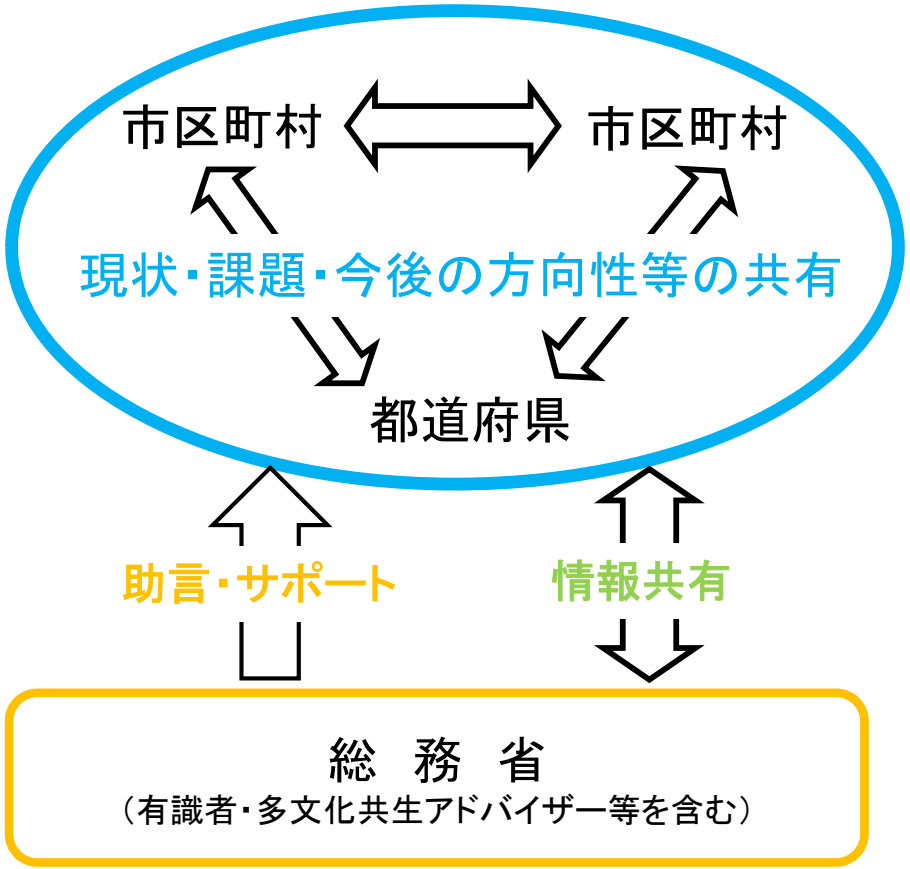

開催実績

令和4年度

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して地域ブロック単位でオンライン又は対面にて開催。

【開催団体】 青森県、千葉県、三重県、奈良県、山口県、佐賀県（全国6ブロック）
【開催内容】 各都道府県の多文化共生施策を紹介
総務省及び関係省庁等による多文化共生施策の紹介 等
有識者による基調講演、先進事例紹介、意見交換

令和5年度

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して地域ブロック単位でオンライン又は対面にて開催。

【開催団体】 岩手県、栃木県、福井県、和歌山県、広島県、沖縄県（全国6ブロック）
【開催内容】 各都道府県の多文化共生施策を紹介
総務省及び関係省庁等による多文化共生施策の紹介 等
有識者による基調講演、先進事例紹介、意見交換

令和6年度

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して地域ブロック単位でオンライン又は対面にて開催。

【開催団体】 宮城県、群馬県、愛知県、兵庫県、徳島県、大分県（全国6ブロック）
【開催内容】 各都道府県の多文化共生施策を紹介
総務省及び関係省庁等による多文化共生施策の紹介　等
有識者による基調講演、先進事例紹介、意見交換

○　市町村の多文化共生地域会議の開催に要する経費(参加費用)が**特別交付税措置対象**

自治体連携の事例（連携中枢都市圏事業等）　～倉敷･高梁川流域外国人相談窓口～

No.93　倉敷市　[岡山県]
倉敷･高梁川流域外国人相談窓口

Keywords：多言語対応、相談窓口、地方公共団体間の広域連携、ICT の活用

背景

高梁川（たかはしがわ）流域の７市３町は、平成 27 年度から「高梁川流域圏成長戦略ビジョン」の下、圏域全体の生活関連機能サービスの向上などの様々な取組を推進してきた。圏域に在住する外国人住民の割合は総人口の 1.53%と、全国平均は下回るものの、近年増加傾向にある。外国人住民の増加に対応するための多言語相談窓口の設置の必要性が認められるようになる中、多言語相談窓口を圏域へのサービス向上の施策として位置づけた上で、倉敷市で新たに設置する外国人相談窓口（以下「相談窓口」）を、連携中枢都市圏事業の一環として圏域の外国人住民からの生活全般の相談に幅広く利用できるようにすべく検討した。

<岡山県倉敷市>
人口：481,537人（1,354人/km²）
主産業：製造業
外国人人口：6,843人（1.42%）
外国人出身国･地域
：①ベトナム
②韓国
③中国
外国人在留資格
：①技能実習
②特別永住者
③永住者

取組内容

令和 2 年度に開始した「第２期高梁川流域圏成長戦略ビジョン」で、平成 31 年 4 月の出入国管理及び難民認定法の改正（在留資格「特定技能 1 号･2 号」創設等）により外国人が急増したことを受け、相談窓口の設置が具体的対応策の一つとされ、令和２年 10 月、倉敷市に設置された。相談窓口では、外国人住民からの生活相談を、窓口又は電話で受け付けている。

対応言語は計 13 言語である。窓口での相談の場合は、英語･中国語･ベトナム語については相談員が直接対応するが、その他 10 言語については、窓口の相談員から呼び出された外部の通訳オペレーターがタブレット端末のテレビ電話から参加して、リアルタイムに遠隔通訳を行う。これにより、通訳オペレーターによる遠隔通訳を介して相談員と外国人住民がやり取りすることができる。

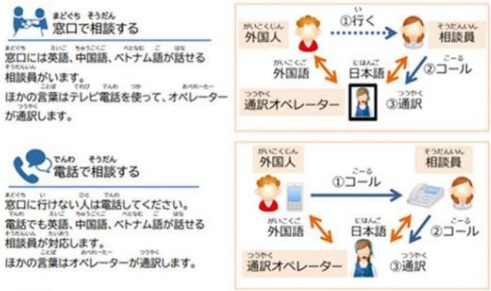

▲遠隔通訳を介した相談の体制（リーフレットより抜粋）

取組内容（続き）

一方、電話での相談の場合は、相談員が対応可能な 3 言語については直接対応するが、その他の言語については、外国人住民、相談員、通訳オペレーターの３者間通話に切り替えることによって、通訳オペレーターによる遠隔通訳を介した多言語での相談が可能になる。

この相談窓口は倉敷市だけでなく、圏域の７市３町（取組のポイント参照）に住む外国人住民が利用できる。

なお、この相談窓口は、出入国在留管理庁の「外国人受入環境整備交付金」を活用して設置しており、設置･運営に係る経費は同交付金の申請主体である倉敷市が全額負担しているため、他の市町に運営費用は発生していない。

取組のポイント

■ 圏域での相談窓口の実現

本事例は、広域連携による外国人相談窓口として、連携中枢都市圏ビジョンの具体的取組に掲げて実施された。圏域連携によって外国人相談対応という圏域の共通課題を、市町を超えて解決することができた。また、近隣市町を含む広域での外国人住民の動向や課題の把握にも寄与し、相談事例の集積は相談対応の質の向上にもつながる。

■ 遠隔システムの活用による言語と距離の壁の解消

圏域内であれば、最寄りの市町庁舎まで往訪すれば、タブレット端末を活用したテレビ電話によって、多言語でお互いの表情を見ながらリアルタイムに相談に対応できる環境が提供される。その結果、外国人住民がいつでも身近な場所で、母国語で相談ができるようになるとともに、窓口の職員が外国語を話せない場合でも相談者とのやり取りが可能となった。

▲高梁川流域連携中枢都市圏７市３町

取組による成果･今後の展望

令和 2 年 10 月から令和 3 年 3 月までの相談件数は 137 件で、うち相談窓口への往訪が約 6 割、電話が約 4 割であった。市町別では倉敷市在住の外国人が約 8 割を占め、残りの約 2 割が他市町からの利用であった。

倉敷市　国際課
TEL：086-426-3015
URL：https://wp.welltool.jp/kurakoku/（取組紹介 HP）

出典：総務省多文化共生事例集（令和3年度版）

自治体連携の事例（連携中枢都市圏事業等）～県と市町が連携した「地域日本語教室」の普及拡大～

No.94　佐賀県
県と市町が連携した「地域日本語教室」の普及拡大

Keywords： やさしい日本語、日本語学習支援、多様な主体との連携、組織・人材づくり

背景

平成 27 年度に佐賀県が東京外国語大学とともに行った「佐賀県における多文化共生に関する調査」の結果、外国人との接点が少ない人ほど外国人に対して戸惑いを抱いていることが分かった。

県では、以前も市町や企業を訪問し、外国人の就労や生活の実態把握を行っており、その中でも外国人・日本人双方の地域住民から、コミュニケーションが円滑に図れず不安を抱えているとの声が上げられている。このため、地域において外国人と日本人とのコミュニケーションが円滑に図れる環境づくりが重要と考え、県では平成 30 年度から、市町の理解を促しながら、「地域日本語教室」を拠点とした多文化共生の地域づくりを推進してきた。

<佐賀県>
人口：818,251人（335人/km²）
主産業：製造業
外国人人口：7,027人（0.86%）
外国人出身国・地域
：①ベトナム
②中国
③フィリピン

外国人在留資格
：①技能実習
②永住者
③留学

取組内容

県は、市町における地域日本語教室の空白地域を解消するため、県として広域的な観点から、文化庁の「地域日本語教育スタートアッププログラム」（以下「プログラム」という。）を活用し、地域日本語教室の設置に向けた市町の理解促進に努めるとともに、地域日本語教室未設置の市町と協働で様々な事業を展開している。令和 3 年度までに県及び県下 6 市町がプログラムの採択を受けており、最長 3 年間にわたって文化庁から派遣されたアドバイザー（専門家）から、地域の実情に沿った日本語教室設置のためのアドバイスを受けることができる。

▲吉野ヶ里町との共催で実施したやさしい日本語講座の様子

また、県は年に 1 回、地域日本語教室未設置の市町の担当者向けにプログラムの説明会を実施している。説明会では、県内市町に派遣されたプログラムのアドバイザーによる国の多文化共生施策や日本語教育に関する法令の講義や、アドバイザーを交えてのワークショップなどを実施し、地域での日本語教育と多文化共生について市町職員の理解を深める機会を作っている。これらの取組に際しては、文化庁から他県の事例の情報提供や事業進捗についてのアドバイスなどの協力を得ている。

そのほか、地域日本語教室の設置に関心のある市町において、試験的に「やさしい日本語」講座を県と市町で共催している。

取組のポイント

■　日本語教室の設置促進に向けた市町職員への啓発

県では、日本語教室を、外国人住民が日本語を学ぶ場であると同時に、地域や人を知り、地域の一員となるための重要な場であると考えている。そのため、日本語教室をボランティア活動に委ねるばかりでなく、これからの多文化共生の地域づくりに向けた主要な取組として、各市町の施策に位置づけることを目指している。

▲多文化共生に関する市町連絡協議会での
日本語教室の先行設置市町の事例の共有の様子

このような意識から、県は市町職員に対する「やさしい日本語」研修の開催や外国人住民と触れ合う機会の提供、多文化共生に関する市町連絡協議会（県内市町の担当部署間の会議）での先行設置市町の事例の共有等を通じて、市町職員の多文化共生の意義や日本語教室の必要性への理解促進に取り組んでいる。

取組による成果・今後の展望

県から市町に地域日本語教室設置を働き掛けた結果、令和 3 年 7 月時点で全 20 市町のうち、市町が予算化し直営する地域日本語教室は 5 市町で、設置に向けて取り組んでいるところが 4 市町となっている。ボランティアのみで運営している市町を含めると県内の 15 の市町で地域日本語教室が設置又は設置に向けて検討が進んでおり、設置に向けた検討が進んでいない未設置地域は 5 市町となっている。

県では市町との連携や支援の在り方等について検討を重ねながら、市町における取組の推進を積極的に支援していくこととしている。あわせて、行政、地域、企業等におけるトップ層やキーパーソンの理解醸成や、地域における多文化共生の担い手の育成などにも力を入れていくこととしている。

佐賀県　国際課
TEL：0952-25-7328
URL：https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/kuhakuchiiki_kyogikai/r02_hokoku/pdf/92718801_04.pdf（取組紹介 HP）

出典：総務省多文化共生事例集（令和3年度版）